

# 東吉野村起業家支援施設チャレンジショップ「かめや KAMEYA」運営仕様書

## 1. 目的

この仕様書は、東吉野村起業家支援施設チャレンジショップ「かめや KAMEYA」運営要綱に基づき、出店するにあたり必要な事項について定める。

## 2. 東吉野村起業家支援施設の概要

- (1) 施設名 : 「かめや KAMEYA」
- (2) 所在地 : 東吉野村大字小川700番地
- (3) 面積 : 利用可能面積 : 約34㎡〔厨房・カウンター・テラス等〕
- (4) 営業時間 : 午前10時～午後5時
- (5) 休館日 : ①12月29日から翌年の1月3日までの日  
②毎週火・水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)を原則とし、村と出店者協議の上決定する。
- (6) 施設利用料 : 10,000円/1ヶ月(日割りの場合は、500円/日)
- (7) 施設管理者 : 東吉野村

## 3. 業務内容

出店者は、施設の来訪者等が、飲食をしながら会話や休息などを楽しむことができるよう、飲食物を提供する。

## 4. 出店期間

出店期間は、3ヶ月間とする。

## 5. 営業条件

- (1) 営業日・営業時間  
本仕様書の「2. 東吉野村起業家支援施設の概要」に記載のとおり。
- (2) 厨房設備および備品等  
厨房設備および備品等(以下「利用施設」という。)は、原則として村が設置するものを使用し、それ以外に必要な設備、備品等を使用する場合は、出店申込書に記載されたものを出店者の費用負担により用意することとする。利用施設の改良や修繕は、原則として認めないものとする。
- (3) その他施設の設備及び備品等の使用  
机・イス等は、村が設置するものを使用する。ただし、使用された設備、備品等の清掃は、出店者が行うこととする。
- (4) 提供メニューおよび価格  
提供メニューは、飲食物とし、価格については社会通念上適正なものとする。

(5) 販売を禁止するもの

たばこ類等、東吉野村が適当でないとする物品の販売は禁止する。

(6) 衛生管理

出店者は、責任をもって衛生管理に十分注意を払うとともに、営業において発生した事案については、すべて出店者の負担と責任において対処するものとする。

また、廃棄物の回収は、出店者の負担により責任をもって行うこととする。

(7) 営業状況の報告および調査

出店者は、業務の状況について毎月東吉野村に報告するものとする。村は、必要に応じて随時実地調査および検査をし、または報告を求めてその維持・使用に関して指示するものとする。

(8) 張り紙・看板等の設置及び店舗名称

このことは、村の許可を得なければならない。

(9) 使用上の制限

出店者は、村の指示に従い利用施設を維持保存し、施設全体の維持管理および清掃等に積極的に協力することとする。また、出店者は利用施設を目的以外の用途に供してはならない。

(10) 第三者への委託および使用の禁止

出店者が業務の全部を第三者へ委託することは禁止する。また、村の許可なく厨房設備及び備品等を他の者に使用させ、または転貸してはならない。

## 6. 施設利用料

(1) 利用料

本仕様書の「2. 東吉野村起業家支援施設の概要」に記載のとおり。

(2) 利用料の納付

出店者は、各月の利用開始までに、当該月分の利用料を現金で東吉野村総務企画課に支払うものとする。

(3) 利用料の還付

既納の利用料は還付しない。ただし、村の都合により開店できなかった場合は、次の各号に掲げる額を還付する。還付の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

① 開店できなくなった日数を、当該月の本来の出店日数で除して得た数に、1ヶ月の利用料を乗じて得た額

② 開店できなくなった月の翌月以後にあっては、開店できなくなった月数に、1ヶ月の利用料を乗じて得た額

## 7. 経費の負担

利用施設の維持保存のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、営業にかかる経費は、すべて出店者の負担とする。ただし、光熱水費は利用料に含まれるものとする。

## 8. 指導及び利用の停止

### (1) 指導

村は、次に掲げる場合は、出店者に対し必要な指導を行うものとする。

- ① 出店者が申込書に記載した内容と異なる事業をしたとき。
- ② 出店者が所定の方法により使用料を支払わないとき。
- ③ 出店者が本施設の設備、備品等を損傷する恐れがあるとき。
- ④ その他村が必要と判断したとき。

### (2) 利用の停止

村は、次に掲げる場合にあっては、出店者の本施設の利用の一部又は全部を停止することができるものとする。

- ① 出店者が、前項の指導に従わないとき。
- ② 本施設の管理・運営上やむを得ない事由が生じたとき。
- ③ その他東吉野村が停止すべきと判断したとき。

## 9. 撤退および原状回復

出店者は、出店期間の満了または利用の停止により施設からの撤退するときは、村の指示に従い速やかに撤退しなければならない。

このとき出店者は、自らの負担により、村が指定する期日までに利用施設を原状に回復したうえで返還しなければならない。

## 10. 損害補償

出店者は、その責において施設および備品等を滅失・損傷したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として村に支払わなければならない。

## 11. 法令の遵守

出店者は、出店にあっては、関係法令、条例及び規程等を遵守することとする。特に、アルコールを提供することについては、飲酒運転や未成年者の飲酒・トラブル防止に十分な注意を払うこととする。

## 12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合や、記載のない事項については、出店者と村が協議して決定する。